

## 筑波大学学生人材バンクの学生のエントリー条件と提出書類、注意事項について

### <学生のエントリー条件>

- TCC（筑波クリエイティブ・キャンプ）を受講（一部受講も可）し、起業に必要な基礎的知識を習得すること、あるいは、つくば市、つくば市商工会、つくば研究支援センター等のセミナーの受講または個別相談により、経営・財務・人材育成・販路開拓など起業に必要な知識を習得すること。（または、上記に準ずる経験、学修を有する者も可。）
- 成年者であること。
- 個人事業主として1人で業務を遂行すること。

### <提出書類>

- エントリー確認書・誓約書〔様式2〕（エントリーの条件等を確認するための書類）  
提出先：学生部学生生活課学生企画チーム（スチューデントプラザ3F）
- 見積書〔様式任意：参考記載例あり〕見積りは、業務遂行に必要な機器、消耗品、人件費、旅費など、委託業務に必要な全ての経費を見積ること。
- 実施計画書〔様式任意：参考記載例あり〕（業務実施内容、工程表などを記載）  
提出先：財務部契約課(e-mail: zai.keiyakuka@un.tsukuba.ac.jp)

### <注意事項>

- 本事業にエントリーする場合は、責任を持って業務を遂行しなければなりません。授業、成績、就職活動、課外活動、日常生活などに支障をきたさないか、業務内容は自分一人で遂行するのに無理がないか、負債のリスクがあることなど、以下の事項（契約に関する注意事項を含む）を十分認識した上で、エントリーするようにしてください。
- 発注する教員の指導下にいる学生は、発注者と利害関係にある者にあたりますので、エントリーできません。
- 一般の業者等からも見積書をとって見積合わせをし、安価な見積書を提出した者を契約者と決定しますので、エントリーした学生の中から採択されない場合もあります。

#### 契約に関する注意事項

- 契約する場合は、個人事業主（学生）と筑波大学との契約になります。
- 業務を行う上で必要な場所や物品も含めて契約者が請負うこととなりますので、契約者が学生であっても、大学の施設や備品等を使用して委託業務を行うことはできません。契約者が大学の施設を使用して業務を行う場合は、施設使用（有料）に係る手続きが必要です。
- 契約不履行の場合は、違約金として契約金額の10分の1の支払いと、場合によっては、違約金を超える損害が発生したときにはその額を請求されることがあります。
- 業務を一括して第三者に委任又は請負わせることはできません。ただし、発注者の承諾を得た場合は除きます。
- 委託業務終了後は、成果物とともに業務完了報告書〔参考記載例あり〕と請求書〔参考記載例あり〕を提出してください。
- 大学からの支払いは、業務完了後の後払いで、適法な請求書受理後40日以内に指定の口座に振り込まれます。
- 委託内容によっては、契約金額から所得税控除後の金額を振り込みます。  
所得税控除の対象となる業務：論文校正、デザイン報酬等
- 所得税については、個々の状況により異なりますので、自分自身で確認して必要な手続き（確定申告）をしてください。
- 所得金額によっては扶養から外れる場合があります。必要な手続きを取ってください。